

【アメリカ】人身取引対策の動向

人身取引は外交政策、人権、刑事司法、国防その他多面的な問題であるが、在外公館活動やイラク・アフガニスタン駐留等に関連して、海外において連邦政府職員や契約業者が、取引側あるいは消費者として人身取引に関与していることが論点の一つとなっている。この問題に対処するため、2012年9月25日、オバマ大統領は、連邦契約における人身取引対策を強化する大統領令第13627号に署名した。また、2013年1月2日に成立した2013年度国防授權法（P.L.112-239）により、連邦契約に関係する人身取引を禁止するための追加措置が立法化されている。一方、人身取引対策の核となっている法律である人身取引被害者保護法（Trafficking Victims Protection Act of 2000: TVPA）に基づく補助金や援助プログラムの授權期限が2011年末に切れ、2012年は授權法案が提出されたものの、成立していなかった。これについて、2013年3月7日に成立した女性に対する暴力防止再授權法（P.L.113-4）の一部として、2017年までの再授權がなされている。

（海外立法情報課・ローラー ミカ）

【アメリカ】銃規制に関する州の立法動向

2012年12月のコネティカット州ニュータウンの小学校における乱射事件をきっかけに、銃規制をめぐる動きが活発化しており、2013年1月以降、全米各州で合わせて千を超える銃規制関連の法案が提出されている。殺傷力の高い攻撃用銃器、弾倉に装填できる弾丸数、コンシールド・キャリー（武器携帯）、購入希望者の犯罪・精神疾患等経歴チェック、学校への銃持込み等が主な論点となっており、それらの規制を強化する法案と緩和する法案がともに出されている。また、連邦による銃規制強化の法案が成立した場合にそれを無効とする趣旨の法案が提出されている州も見られる。各州の法案の成立状況を見ると、2013年に入って、ニューヨーク州、コロラド州、コネティカット州などにおいて銃規制を強化する州法が成立している。その一方で、アーカンソー州、ケンタッキー州、ミシシッピ州、サウスダコタ州、テネシー州などでは規制緩和の方向の立法がなされている。

（海外立法情報課・ローラー ミカ）

【アメリカ】選挙管理に関する大統領委員会の設立

近年、大統領選挙等で、投票用紙の煩雑さ等、選挙の管理運営に関する様々な事項が問題視されていることを受け、2013年3月28日、大統領令第13637号により、連邦選挙の効果的な管理運営を促進し、投票の便宜を図ることを目的とした選挙管理に関する大統領委員会が設置された。委員は9名で、連邦政府又は地方政府の選挙管理の知識又は経験を有する者、顧客サービスを重視する事業を代表する者等から大統領が指名する。委員会は主に、投票所の数・場所・管理運営方法、軍人等の在外有権者の投票の便宜、有権者登録簿・選挙人名簿・不在者投票管理簿等の管理方法、障害者・英語の不自由な者への投票支援、有権者資格が証明できない者への仮投票用紙発給手続、選挙時に発生する自然災害等の緊急事態に対する危機管理計画等に関して、検討を行う。委員会は、最初に公開集会を開催した日から6か月以内に、大統領に対し最終報告を提出し、提出から30日後に解散する。

（海外立法情報課・井樋 三枝子）

【EU】EU 官報の電子化

理事会は、2013年3月7日、EU官報の電子的刊行に関する規則（216/2013/EU）を採択した。EU官報は、1952年12月の創刊以降、紙版で刊行されてきたが（当時の名称は、欧州石炭鉄鋼共同体官報）、出版局は1998年から、紙版と併せて、EUの立法（規則、指令、決定等）を電子的に公表してきた。近年は、迅速かつ便利であるという理由で、電子版の利用が増える半面、紙版の予約が減少していたが、従来は紙版のみが正式かつ法的効力を有するものとされていた。前記規則の採択により、7月1日から、EUの公式言語で刊行されるEU官報の電子版が、紙版に代わり法的効力を有するものとなる。ただし、出版局の情報システムに予測不能な異常事態が生じて電子版の刊行が不可能になった場合は、紙版が正式かつ法的効力を有する。なお、情報システム復旧の後、EU法のウェブサイト（EUR-Lex）で、前記紙版に対応する電子版が提供される。

（海外立法情報調査室・武田 美智代）

【EU】EU 域内における女性研究者の割合に関する報告

2003年の創刊以来、今回が4回目となる欧州委員会による調査報告書『She Figures 2012: Gender in Research and Innovation』が2013年4月5日に公表された。EU域内における女性研究者の割合や幹部登用の実態等を調査したものである。調査結果によれば、加盟国の平均で、研究者全体に占める女性の割合は高等教育部門及び政府部門では40%、民間企業部門では19%であり、また女性が高等教育機関の長に占める割合は15.5%、大学の学長職に占める割合はわずか10%であった。欧州委員会研究・イノベーション・科学担当のモイラ・ゲーガン=クイン（Maire GOGHEGAN-QUINN）委員は、巻頭言で、EU域内の研究機関の役員会の男女比は平均して2対1で、意思決定機関における男女の割合はいまだ不均衡であるとした上で、統計データは、近年、男女間の格差が緩やかに縮小していることを示しているが、研究分野におけるジェンダーの不均衡は、自己修正できる現象ではなく、是正に向けた努力が必要としている。

（海外立法情報調査室・武田 美智代）

【EU】クロアチア、EU加盟へ

1951年、欧州石炭鉄鋼共同体として6か国でスタートした現在の欧州連合（EU）は、その後拡大を続け、現在27か国で構成されている。拡大の動きは現在も継続しているが、加盟候補国の中で最も早く加盟が実現しそうなのがクロアチアである。2003年に加盟申請を行い、2005年に交渉を開始したクロアチアは、加盟のための条件整備に努め、2011年12月にEUと加盟条約を締結、翌2012年1月に行われた加盟の是非を問う国民投票では、債務危機の不安が欧州全体に広がる中、66%の加盟賛成を得ていた。同年10月の包括的モニタリング報告において、欧州委員会から、更に努力の必要な分野があるとの指摘があったものの、EU法との調整完了が確認され、2013年3月26日、同委員会は、クロアチアのEU加盟準備に関する最終モニタリング報告を採択した。旧ユーゴ諸国としては、スロベニアに次いで2番目となるクロアチアのEU加盟は、7月1日となる見込みである。

（海外立法情報調査室・武田 美智代）

【イギリス】報道規制機関の設立に関する特許状案

ニュース・オブ・ザ・ワールド紙の日常的な盗聴取材に関するいわゆるレブソン調査会がまとめた報告書は、2012年11月29日に業界と政府から独立した報道規制機関の新法による設置等を勧告していた（本誌254-1号, p.29.）。その後、新法の制定に慎重な保守党とこれに積極的な自民党及び労働党とが対立していたが、2013年3月18日、保守党のキャメロン首相が示した特許状（Royal Charter）による報道規制機関の設立で妥協が成立し、その特許状案が公表された。同案によれば、特許状により設置される独立の認可機関が特許状所定の規準により報道規制機関を認可する。報道規制機関は、その認可規準により、報道倫理規範違反行為をした報道機関に百万ポンドを上限としてその出版物売上高の1%相当の制裁金を課す権限を有することとなる。なお、この特許状の改正には、各議院において所属議員の3分の2以上の多数による承認決議を得ることが必要となる。

（海外立法情報調査室・河島 太郎）

【イギリス】2013年社会住宅詐欺防止法の制定

サッチャー政権以来の民営化政策で、イギリスの公共住宅は地方自治体を賃貸人とする公営住宅から公益団体を賃貸人とする社会住宅に比重が移ってきた。最近その社会住宅の不法な転貸等の社会住宅詐欺が9万8千件に上ることが判明し、逼迫する公共住宅の入居手続等の管理に当たる地方自治体を悩ませている。2013年1月31日に制定された2013年社会住宅詐欺防止法（同年法律第3号）は、社会住宅詐欺の対策の強化を目的として、①法律上の保護が手厚い保証賃借人と安定賃借人について社会住宅の不法転貸の罪を新設すること、②地方自治体に不法転貸事件の訴追権限を与えること、③不法転貸をした賃借人に対し、これにより得た利益を賃貸人に償還すべき旨の不当利得償還命令をする権限を裁判所に与えること、④住居全体の不法転貸をした保証賃借人は法律上の保護を失い、社会住宅の賃貸人は裁判によらないで賃貸借終了予告をすることができる（安定賃借人には既に同様の措置が講じられている。）こと等を定めている。（海外立法情報調査室・河島 太郎）

【フランス】2013年度社会保障財政法による税制改正

2013年度社会保障財政法（2013年度社会保障財政に関する2012年12月17日の法律第2012-1404号）が制定された。社会保障財政法とは、年間の社会保障財政について、財政の均衡、収入の予測及び支出の目標を定めるものである。同法は、2013年度について、社会保障財政赤字の削減目標を約35億ユーロとし、事業主等への増税措置を実施し、50億ユーロの収入増を見込んでいる。同法が規定する主な措置は、①簡便に起業できる特殊な個人事業主（auto-entrepreneurs）に課す社会保障税率の引上げ、②付加価値税の課税対象外の企業（医療関係や非営利企業等）に対して、従業員への支払給与総額を課税標準として課せられる給与税の最高税率の引上げ、③給与税の課税標準の対象拡大、④子の出産時に父親が11日間の有給休暇を取得できる父親休暇制度の適用対象の内縁の夫等への拡大等である。この他に、退職年金及び障害年金への0.3%の課税、タバコ及びビールに対する増税等が実施される。

（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】 化学物質ビスフェノール A の製造等の禁止

化学物質ビスフェノール A (BPA) は、哺乳瓶など一部の食用品の容器等の原料に使用されているが、容器の内容物に溶出し、健康を害するおそれがある。日本でも、食品衛生法に基づき、溶出量を制限する規格基準が設けられている。しかし、この基準以下のごく少量でも、乳幼児や妊婦等の健康を害するとの報告があり、安全性に対する懸念が国際的に広がっている。フランスでは、こうした状況を踏まえ、ビスフェノール A を含む食用品の容器すべての製造、輸出入及び流通の一時停止を目的とする 2012 年 12 月 24 日の法律第 2012-1442 号が制定された。同法により、BPA を含み、直接食品に触れる容器や家庭用品等のうち、3 歳児以下を対象とするものについては 2013 年 1 月 1 日から、それ以外については在庫を考慮して 2015 年 1 月 1 日から、政府が再開を許可するまで製造、輸出入及び流通が禁止される。また、政府は、2014 年 7 月 1 日までに、BPA の代用品の毒性等の評価報告書を議会に提出する。

(海外立法情報課・服部 有希)

【フランス】 環境に関する市民参加の原則の拡大

環境権等を定める 2004 年の環境憲章は、憲法前文に言及され、合憲性審査の基準ともなる。同憲章第 7 条は、何人も環境に影響を及ぼす公的決定に参加する権利を有するという市民参加の原則を規定している。近年、この原則を根拠として公的決定に対する市民の意見公募手続等に関する規定に違憲判決が下された。これを受け、環境憲章第 7 条に規定する市民参加の原則の実施に関する 2012 年 12 月 27 日の法律第 2012-1460 号が制定された。同法は、市民参加の原則の適用範囲を、従来 of 国の機関の決定から独立行政機関の決定に拡大した。ウェブ上で公開していた決定案は、情報格差を考慮し、紙媒体でも閲覧できるようになった。さらに、これまでは、決定案を 15 日以上公開し、任意の意見公募締切日から 2 日以上経過すれば決定を行うことができたが、今後は、決定案の公開から 21 日以上は意見を公募し、その意見の総括を作成するまで、決定を行うことはできないこととなった。この総括及び決定理由は、公開される。

(海外立法情報課・服部 有希)

【ドイツ】 在外選挙に関する連邦選挙法の改正

従来、ドイツ国籍を有する在外ドイツ人は、連邦選挙法第 12 条第 2 項の規定により、出国前に 3 か月以上継続してドイツに居住していた場合に、連邦議会議員選挙に投票することができた。連邦憲法裁判所は、2012 年 7 月 4 日に、連邦選挙法の当該規定は、普通選挙の原則を定める基本法第 38 条第 1 文の規定に反し、違憲無効とした (2 BvC 1/11, 2 BvC 2/11)。これを受け、連邦選挙法第 21 次改正法が制定され (BGBl. I 2013 S.962)、同法は 2013 年 4 月 28 日から施行されている。同法により、連邦選挙法第 12 条が改正され、在外ドイツ人は、満 14 歳以降 3 か月以上継続してドイツに居住していた場合において滞在から 25 年以上が経過していないとき、又はドイツの政治状況が自らの利益に関わりこれを理解している場合に選挙権を有するとされた。後者の場合は、例えば、ドイツ国境に近い外国に居住する在外ドイツ人で、勤務地がドイツである場合等である。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

【ドイツ】強制的な医療行為に対する世話人の同意を定める民法典の改正

ドイツの世話人の制度は、日本の後見人の制度に相当する。民法典第 1906 条は、世話人が、自由剥奪を伴う施設に被世話人を収容させることができる要件を定めている。従来の判例は、この規定により、このような場合に収容中の本人の意思に反する強制的な医療行為も可能であるとしてきたが、2012 年 6 月 20 日の連邦通常裁判所の判決 (XII ZB 99/12 他 1 件) は、本人の意思に反する強制的な医療行為には世話人の同意が必要である旨を法律で定める必要があると判示し、これを受けて民法典が改正された (BGBl. I 2013 S.266)。改正により、世話人は、被世話人が精神病等を理由として医療行為の必要性を認識できないこと、被世話人に対して事前に医療行為の必要性を納得させることを試みたこと、医療行為による利益が不利益を上回ること等の要件をすべて満たす場合に、本人の意思に反する医療行為に同意することができることと定められた。なお、同意には、裁判所の承認が必要となる。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

【ドイツ】報道機関の著作隣接権の導入

従来は、実演家やレコード製作者等とは異なり、報道機関には著作隣接権がなかった。しかし、インターネットでは、検索エンジンやニュースアグリゲーターが報道機関の記事を自動的に利用していることから、報道機関の経済上、組織上、技術上の投資を保護する必要性が認識され、著作権法を改正する法律案が 2013 年 3 月 1 日に連邦議会、3 月 22 日に連邦参議院を通過した。改正により、報道機関に、営利目的で記事を公衆の利用に供する排他的権利が与えられる。この権利は、記事の公表から 1 年後に消滅する。検索エンジンやニュースアグリゲーターのようなビジネスモデルを採用しない利用や単なるリンクは影響を受けない。法案は議会の審議過程において連立与党の案により修正され、「個々の単語又は最小のテキスト部分」の表示は権利の対象外とする旨が付け加えられた。検索エンジンの検索結果画面の各リンク先に関する 3 行程度の記述 (スニペット) がこれに含まれるか否かなど、定義が明確でない点が野党から批判された。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

【ロシア】障害者の雇用を義務付ける法改正

2013 年 2 月 23 日、連邦法第 11 号「障害者の雇用割当問題に関する個別のロシア連邦法の改正について」が施行され、3 つの連邦法が改正された。第 1 に、1995 年 11 月 24 日の連邦法第 181 号「ロシア連邦における障害者の社会的保護について」第 24 条第 1 項が改正され、企業経営者に対し、障害者の雇用が義務付けられた。各企業の雇用義務数は、従業員の総数に応じて各連邦構成主体が決定する。第 2 に、1991 年 4 月 19 日の連邦法第 1032-I 号「ロシア連邦における住民の労働について」第 25 条第 3 項が改正され、企業経営者は労働問題を所管する政府機関に対し、障害者向けの既存又は新設の採用情報や、障害者の雇用状況に関する情報を毎月提供することが義務付けられた。第 3 に、「行政的違反行為法典」第 5 条第 42 項が改正され、事業主が障害者の雇用義務に違反した場合又は障害者であることを理由に雇用を拒否した場合、5000～1 万ルーブルの罰金が科されると規定された。

(海外立法情報課・小泉 悠)

【韓国】電子調達の利用及び促進に関する法律の制定

電子調達に関する規定を体系的に整備するため、2013年3月22日、電子調達の利用及び促進に関する法律（以下「電子調達法」）が制定された。現在、韓国の公共分野における調達の60%以上が調達庁の運用する国家総合電子調達システム（以下「電子調達システム」）を通して行われているが、これまでは電子調達に関する規定が複数の法令に分散しており、電子調達の効率的な運用、システム利用者の情報保護等が課題となっていた。今回新しく制定された電子調達法では、入札公告、契約等の調達業務を電子的に処理するための手続及び方法が定められたほか、電子調達システムを国、地方自治体等のみならず、調達庁長の承認を受けた民間企業も利活用できる規定が設けられた。また、電子調達システム利用者情報の管理及び保護、電子調達業務の妨害行為の禁止、電子調達業務に関する国際協力及び電子調達システムの輸出促進、電子調達支援センターの設置等についても規定された。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】種子産業法の全面改正及び植物新品種保護法の制定

韓国政府が種子産業の育成に乗り出している。2012年2月、当時の農林水産食品部（現在は農林畜産食品部及び海洋水産部が所管）は、種子輸出2億ドル達成を目標に、10年間（2012年～2021年）で約5千億ウォンを投資する「ゴールデンシードプロジェクト」(GSP)事業の基本計画を策定した。併せて政府は種子産業振興の法的基盤の整備を進め、「種子産業法全部改正法律案」及び「植物新品種保護法案」を国会に提出した。両法案は2012年5月2日に本会議で可決され、同年6月1日に公布された（施行はともに2013年6月2日）。種子産業法の全面改正により、種子技術研究団地及び種子産業振興センターの設置に関する条項が新設され、種子産業振興のための基盤整備が行われるとともに、同法から植物新品種の権利保護等に関する規定が分離され、新たに「植物新品種保護法」が制定された。新法の制定により、すべての植物の新品種が保護対象となり、権利を侵害した場合の罰則も、従来よりも強化された。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】ペット犬登録義務化

2011年8月の動物保護法の全面改正により、従来各地方自治体に任されていた動物登録制の実施が義務化され、2013年1月1日に施行された。違反した場合は、100万ウォン以下の過料に処される。登録制の義務化は、逸走したペットを容易に探し出せるようにする目的で導入され、近年増加傾向にあるペットの遺棄を減らすことも期待されている。同法施行令の規定により、現在の登録対象は月齢3か月以上のペット犬に限られている。また、島嶼、僻地、人口10万人以下の市・郡等、捨てられるペット犬の少ない地域については、当該地域を管轄する広域自治体の条例により、登録制を実施しないことも可能である。ペット犬を登録情報と照合するための方法は、①ペット犬の体内にマイクロチップを埋め込む方法、②外付けの無線識別装置を装着する方法、③登録認識票を装着する方法の3つから選択できるが、②及び③による方法では効果がないという指摘もある。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【中国】緊急事態における主要国有企業の責任強化

2013年2月28日、中央企業緊急事態対応管理暫定弁法（国有資産監督管理委員会令第31号）が公布、施行された。中央企業とは、国有企業のうち国有資産監督管理委員会直属の主要企業を指す。近年、鉱山落盤事故、大地震をはじめとする自然災害等での人命救助や復旧活動、国外で人質となった中国人の救出など、突発的な事件・事故への対応において中央企業の果たす役割が大きくなり、一定の評価を得ている。しかし、対応のばらつきや相互連携の不足など改善すべき点も少なくない。同弁法は、中央企業の社会的責任を強調し、緊急事態への対応能力の向上を求めるものである。中央企業はそれぞれ緊急事態対応の指揮命令系統と役割分担を明確化し、当該企業内部の救援活動だけでなく、その技術や設備を活用し、政府の指導の下で救援・復旧活動に参加し、電力、通信、交通手段、食品・薬品などの生活物資を積極的に提供しなければならない。中央企業と地元政府との十分な連携体制の構築も求めている。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

【中国】北京市大気汚染防止条例案

深刻な大気汚染が続く中、さまざまな対策を模索している北京市は、法制面でも北京市大気汚染防止条例の制定による規制強化を目指している。2013年1月19日、条例案が公表され、2月8日まで意見公募が行われた。公表された条例案では、大気汚染が深刻で人体の健康と安全に危害が及びうる緊急事態において、市人民政府は速やかに大気汚染公告を出し、一部自動車の運転停止命令などの強制的な緊急措置を講じなければならないとしている。また、主要な大気汚染物質について総量規制を実施すること、総量規制における企業責任を明確化し、排出許可証制度や排出量取引制度を導入することなども定められている。3分以上駐車する際のエンジン停止、燃料の品質改善、石炭への依存度が高いエネルギー構造の転換などに関する規定も盛り込まれている。公募による意見も参考にしつつ修正を加えた最終的な条例案は、今年7月の北京市人民代表大会で審議され、年内にも成立する見通しである。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

【中国】障害者教育条例改正案

1994年に制定された障害者教育条例が近く改正される。2008年の障害者保障法改正、2006年の義務教育法改正、2007年の障害者権利条約批准などを受けて、障害者の教育を受ける権利を拡大し保障するための改正である。2013年2月25日、障害者教育条例改正案（意見公募用）が公表された。総則、普通学校の教育、特殊教育機関の教育、特殊教育教師、保障及び監督、法的責任、附則の各章で構成される改正案は全50条から成り、現行条例では規定がなかった障害者教育の対象となる障害者の範囲を、視覚、聴覚、言語、知能、肢体、精神の各障害及び重複障害までを広く含むものと規定している。その上で、障害者教育は国の教育事業の重要な構成部分であり、国は障害者が平等に教育を受ける権利を保障し、障害に基づくいかなる教育差別も禁止すると規定する。障害の種類や程度により普通教育または特殊教育を選択するが、「融合教育」の原則が強調され、普通学校の教育についてより多くの規定がある。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

【オーストラリア】連邦議会の議場でのツイッター利用

2013年3月12日、連邦議会下院のバーク（A. Burke）議長は、野党による政権与党への質問時間（クエスチョンタイム）中に議場でツイッターを使ってつぶやいた与党議員を懲戒する裁定を下すよう野党議員から要請を受けたのに対し、次のように応じた。各議員による議場でのソーシャルメディア利用を一々監視する役割は議長にないが、議場でのツイッター利用規制は、議場での携帯端末の一律禁止を意味するので望ましくない。各議員は議場からのツイッター等による発言が議員特権の対象とならない点に留意すべきである。この議長見解は、国内のヴィクトリア州議会議事規則委員会が2012年末にまとめたソーシャルメディア等利用指針の影響を受けたといわれる。同指針は、各議員に他の議員の邪魔をしない控えめな端末利用を求め、ツイッター等での発言は議員特権の範囲外にあり、議長侮辱の可能性がある点に留意するよう求めていた。これを機に、連邦議会においても指針作成や議事規則改正に至る可能性も見込まれる。（海外立法情報調査室・等 雄一郎）

【オーストラリア】借受文化財保護法の制定

2013年3月14日、展示のため外国機関からオーストラリアに借り受ける文化財に関し、その所有権を主張する第三者の返還請求やその所有者の債権者による差押え等を阻止して、これを国内で保護するための枠組みを整備するため、標記の法律が制定された。保護の対象となるのは、国外に常居所を有する貸主と国内の展示機関等の借主との間で24か月を超えない期間の一時的国内展示のために貸借される文化財である。借主である国内展示機関等は、芸術、歴史、科学等の文化財の収集・展示を目的に国内法で設立され、芸術大臣から専門性や収集・管理手続等の面で文化財展示機関として認可された機関でなければならない。各機関は最長60か月ごとに認可申請を行う必要がある。なお、外国機関が所有するアボリジニやトーレス諸島民の文化遺産で、同国が借り受ける文化財も同法の対象となる。同法の制定により、外国からの文化財借受が円滑化され、特にアジア諸国との国際文化交流事業が進むことが期待される。（海外立法情報調査室・等 雄一郎）

【オーストラリア】強制養子縁組政策に関する国の公式謝罪

2013年3月21日、ギラード（J. Gillard）首相は、連邦議会議事堂に集まったかつての強制養子縁組政策の犠牲者数百人を前に、連邦政府として公式謝罪を行った。強制養子縁組政策とは、未婚女性の出産した新生児を養子縁組により強制的に子のいる養親に引き渡す政策で、1950年代から1970年代にオーストラリア各州が行っていた。犠牲となった母子は計15万人以上に上る。2010年の西オーストラリア州を皮切りに全ての州が公式謝罪の実施を表明した。連邦政府について、連邦議会上院地域社会常任委員会は、強制養子縁組政策に関する報告書（2012年2月）で、連邦憲法第51条により養子関連法制定権限が州に属するため、連邦政府のこの政策への関与は間接的であったが、未婚の母への適切な支援策等を欠いた責任が連邦政府にはあると認定し、連邦政府に対し、公式謝罪を行うことを含む20項目の勧告を行っていた。これに応えたのが今回の謝罪で、首相は犠牲者の心のケア等のため500万豪ドルの支出等を表明した。（海外立法情報調査室・等 雄一郎）

【シンガポール】 会計職委員会法の施行

シンガポールでは、これまでイギリス系とアメリカ系の会計士制度が混在し、それぞれについて独自の資格認定制度が存在していたが、2013年6月に統一的な勅許会計士制度に移行する予定である。このため、新たに導入される勅許会計士の資格取得課程を運営管理する機関について定めたシンガポール会計職委員会法が、2013年2月15日に国会で成立し、4月1日に施行された。また、同委員会も4月1日付けで正式に発足し、委員長及び13名の委員が就任した。従前の会計士の資格認定は2013年7月には終了し、それ以後は新たな資格取得課程を経た勅許会計士の認定に移行する。会計職委員会法は、同委員会の構成、機能及び権限について定めるほか、勅許会計士の登録手続、資格の停止及び剥奪等について定める。なお、従前の資格を有する者は、原則として、2013年7月に勅許会計士に自動的に移行するが、移行に関する事項や資格認定過程にある者についての経過措置については、別途財務省が規則で詳細を定めている。 (海外立法情報課・坂野 一生)

【フィリピン】 資金洗浄防止法の改正

2013年2月15日、資金洗浄(マネーロンダリング)防止法を改正する法律が成立した。資金洗浄防止法は、資金洗浄行為を特定して刑事罰の対象とし、金融取引に関わる機関等の監視を行う目的で2001年に制定され、これまでに数度の改正を経ている。今回の改正では、従前から資金洗浄防止法の適用対象であった金融機関・証券業者等に加え、為替ディーラー、貴金属・宝石業者、法人設立代行業者等が新たに適用の対象に含まれることになり、監視及び取締りの範囲が広がられた。国会の審議では、カジノを同法の適用対象に含めようとする議論もあったものの、今回の改正では見送られた。フィリピンは、2012年に資金洗浄を監視する国際機関である金融活動作業部会(FATF)から、ブラックリスト入りを警告されていたが、2012年に成立したテロリズム資金供与防止法に加えて、今回改正法が成立したことで、ブラックリスト国への転落は避けられた。

(海外立法情報課・坂野 一生)

【マレーシア】 伝統補完医療法の成立

2013年2月8日、伝統補完医療法が公布された。マレーシアにおいては、西洋医学と並んで、マレー、中国、インドなどの影響を受けた伝統補完医療(ハーブ療法やアーユルヴェーダなど)が広く行われているが、これまでそれらの医療については、個別の医事薬事関連法令で限定的な規制を設けていたものの、医療行為従事者に関する事項を包括的に規定する法律が存在しなかった。マレーシア連邦政府は、2004年に保健省に伝統補完医療課を設けて医療行為者の資格・登録制度の整備に着手し、現在までに約1万3000人が登録している。さらに、政府は、2007年には伝統補完医療に関する基本政策を発表し、同医療を適切に管理した上で、積極的に推進する方針を打ち出した。伝統補完医療法は、安全性を確保するため、医療行為に従事する者の資格を定めた上で、登録制度を設け、それらの者が従事できる行為の範囲、義務及び懲戒の手続等を定める。

(海外立法情報課・坂野 一生)